

令和2年第4回多賀城市教育委員会定例会議事録

- 1 会議の年月日 令和2年4月22日(火)
- 2 招集場所 市役所5階 501会議室
- 3 出席委員等 教育長 麻生川 敦 委員 浅野 憲隆
委員 菊池 すみ子 委員 樋渡 奈奈子
委員 根来 興宣
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
教育部長 松岡 秀樹
次長兼教育総務課長 阿部 英明
理事兼学校教育監 伊藤 克宏
副理事兼生涯学習課長 中野 裕夫
副理事兼文化財課長 佐藤 良彦
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 参事兼教育総務課長補佐 菊地 賢一
教育総務課主査 山形 剛大
- 8 開会の時刻 午後1時
- 9 議事日程
日程第1 前回議事録の承認について
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議事
臨時代理事務 臨時代理の報告について(多賀城市教育委員会組織規
報告第6号 則の一部を改正する規則の制定)

臨時代理事務 臨時代理の報告について(多賀城市いじめ問題専門委
報告第7号 員会委員の人事)

臨時代理事務 臨時代理の報告について(多賀城市学校給食センター
報告第8号 運営審議会委員の人事)

臨時代理事務 臨時代理の報告について(多賀城市スポーツ推進審議
報告第9号 会委員の人事)

臨時代理事務 報告第 1 0 号	臨時代理の報告について(多賀城市立図書館運営審議会委員の人事)
臨時代理事務 報告第 1 1 号	臨時代理の報告について(多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事)
臨時代理事務 報告第 1 2 号	臨時代理の報告について(多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事)
臨時代理事務 報告第 1 3 号	臨時代理の報告について(多賀城市スポーツ推進審議会委員の人事)
議案第 6 号	多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事について
議案第 7 号	多賀城市社会教育委員の人事について
報告第 1 号	周知の埋蔵文化財包蔵地(山王遺跡)の範囲変更(拡大)について
日程第 5	その他

教育長

ただいまの出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回教育委員会定例会を開会いたします。

日程第 1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、令和2年第3回定例会の議事録について、承認を求めます。
議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。
前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議はありますか。

(「ありません」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

日程第2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、樋渡委員、根來委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第3 諸般の報告について 事務事業等の報告

教育長

これより本会議に入ります。

はじめに事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願いいたします。教育部長。

教育部長

それでは諸般の報告を申し上げます。議案の1ページをお願いします。

令和2年第3回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

まず、教育総務課関係ですが、3月30日、令和2年第1回市議会臨時会が開催され、前回定例会で臨時代理事務報告いたしました「平成31年度多賀城市一般会計補正予算（第8号）」及び「令和2年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）」について、原案のとおり可決されました。

3月31日、3月31日付けで退職となる依願退職者1名に辞令を交付しました。

4月1日、4月1日付けの人事異動に伴う辞令交付式を行い、新規採用2名、任期付き職員の採用3名、任期付き職員の期間延長2名、再任用等7名、配置換え等23名、併任期間の延長1名、併任解除7名、併任期間の満了2名、昇任・昇格5名、事務取扱解除等4名の計56名に辞令を交付しました。

同日、本日臨時代理事務報告いたします多賀城市教育委員会組織規則の改正を行い、学校教育課を教育総務課と統合し、これまでの4課体制から3課体制とする教育委員会事務局の組織改編を行いました。

4月2日、小中学校教職員の人事異動等に伴い、小学校29名、中学校16名の合計45名が本市に着任しました。

4月8日、市立小中学校の第1学期始業式及び入学式が行われました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入学式は規模を縮小し、換気を行いながら実施しました。

4月8日現在の児童生徒数は、小学校が新入児童569名を含む3,324名、中学校は新入生徒518名を含む1,644名で、合計4,968名となっております。

市立小中学校の臨時休業については、仙台市を中心とした感染者が複数発生していること及び本市で感染者が確認されたことに鑑み、5月10日まで延長していますが、今後も市内及び近隣自治体の状況を把握し、国、県からの情報を踏まえ、慎重に対応することとしています。

また、学校の再開に当たっては、教室内の換気や消毒を実施するとともに、「密閉」「密室」「密接」が重ならないよう配意し、保護者及び児童生徒に対して不要不急の外出自粛、検温、手洗い、うがい等の注意喚起を徹底するなど、感染拡大防止に努めることとしています。

3月27日及び31日、4月3日、6日、9日及び17日、多賀城市感染症災害対策本部会議が開催され、県内の新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じた本市の対応等を協議しました。4月9日現在の対応状況は、別表のとおりです。

なお、例年実施している教職員服務宣誓式や諸会議等につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止としました。

生涯学習課関係につきましては、報告事項はございません。

次に、文化財課関係ですが、3月26日、令和元年台風第19号で被害のあった市川字五万崎地区の災害復旧工事が完了しました。

3月27日、平成31年度多賀城市文化財保護委員会が市役所で開催され、教育長、文化財課長及び担当者等が出席しました。平成31年度事業及び令和2年度事業計画並びに周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲変更について報告しました。

3月30日、令和元年台風第19号で被害のあった市川字作貫地区の災害復旧工事が完了しました。

次の3ページから5ページまでは、平成2年4月9日現在での感染症対策本部会議での決定事項となります。朗読は省略させていただきます。

6ページを御覧願います。令和2年4月22日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

教育長

それではただいまの報告について質疑はありませんか。浅野委員。

浅野委員

この別表につきましては、4月10日の懇談会でいただいた資料と同じでしょうか。

教育長

教育部長。

教育部長

そのとおりです。

教育長

そのほかにございませんか。樋渡委員

樋渡委員

市立図書館に関しまして、別表を見ますと、5月10日まで閉館、ただし、返却ボックスを常時開放し、本館のみ4月22日から予約貸出を実施とありますが、窓口で対応する形なのでしょうか。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

この資料ページに記載しております市立図書館の対応についてでございますが、3月2日から休館となっている間にホームページから予約をしていた方が複数いらっしゃいましたが、本日22日からの予約貸出につきましては、中止とさせていただきます。緊急事態宣言が全国規模で発せられたこと、それから県内の各図書館の動向を見定め、また、県知事からも1,000㎡を超える図書館についても休業要請が出ていることから、5月10日までは、予約貸出も含めて休止とした次第です。

樋渡委員

図書館が休館ということは、駅前駐車場の無料時間についても、2時間まで

の無料は休止しているということでしょうか。

それから、図書館とは話が離れますが、A棟内のスターバックスも営業は縮小しているのでしょうか、

生涯学習課長

図書館部分と民業部分の休業はそれぞれ別の話となりますが、民業のスターバックスについても、現在営業を縮小しているのは事実です。

隣接する立体駐車場の利用についてということですが、図書館利用者に限っては2時間まで無料という扱いにしておりました。ただ、現在図書館を閉館していることから、無料時間については基本の1時間までということになります。

樋渡委員

スターバックスの利用者には2時間まで無料はないということでしょうか。

生涯学習課長

図書館利用者は、図書館にある機械で駐車券を処理して2時間まで無料となりますが、スターバックスにはそのような機械はありませんので処理はできませんが、細かい個別の運用について確認しておりませんので、お調べして後ほどお答えいたします。

教育長

そのほかにございませんか。根來委員。

根來委員

中央公民館のことでお尋ねいたします。貸出中止の期間に入っていた予約などは、お断りしたという認識でよろしいでしょうか。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

公民館をはじめ、生涯学習課が所管する全ての施設におきまして、休館期間に係る予約につきましては、それぞれの利用者とお話をしまして、利用料を頂いているものにつきましては全額お返しするという運用をしております。

教育長

そのほかにございませんか。浅野委員。

浅野委員

小中学校の対応については、5月10日まで休業としたことですが、これは県立学校が5月6日までと決定する前に多賀城市独自の判断でしました。結果的に、そのほかの市町村はその後追いをしたようになり、先に決めたのがいいということではないですが、判断としては果敢で適切であったという気がします。

これに対して、市民や保護者の方から、賛否両論も含めて、教育委員会として課題として受け止めなければならないような反応はありましたか。

教育長

次長。

次長

保護者の方からは、メールや電話などで結構問い合わせをいただいております。メールについてはこれまで約160件来ております。休業延長を決定する前までは、なぜ学校を再開するのかという内容でした。5月10日までの休業延長を決定した後につきましては、特段、メール等は来ない状態となっております。3月30日に、多賀城駐屯地で感染者が出たのではないかとという噂が流れまして、31日だけで70件程度のメールが届きましたが、休業延長決定以降は、あまり問い合わせはないような状況となっております。

教育長

ほかにございますか。樋渡委員。

樋渡委員

子どもたちは休みだけれども先生方は毎日勤務しているので大変なのではないかというSNS上で見たことがあり、学校が休みになることや不要不急の外出自粛によって今までになく家庭内でのDVやいじめが散見されるのと声もあり、それらについての学校の先生方の対応でより過重労働になることが心配されます。また、テレワークも含めて、何割かの先生が交代で休みを取ることについて、検討しているかどうか教えてください。

教育長

学校教育監。

学校教育監

教職員の在宅勤務等について、教育長からいち早く校長会において指示し、許可しております。ただ、先生方の方では、家庭訪問を実施している学校もあり、課題を届けに行く学校もあることから、状況に応じて在宅勤務、時差出勤の対策をとっているところです。昨日、校長会で確認したところ、本日22日から5月10日までの間に、4日間の在宅勤務をすることで、感染防止、3密を防ぐようにすると聞いております。

教育長

なお、病休中や産休中の先生方は、また別途の扱いになっております。そのほかにございませんか。浅野委員。

浅野委員

要望ですが、一つは、昨日の河北新報で名取市が夏休みを短縮すると出ておりまして、どこの市町村でも夏季休業期の授業をどうするかということこれから検討することと思いますが、それについて慎重にしていきたいということです。臨時休業の期間を5月10日まで延長したことで、保護者からの問い合わせがほとんどなくなったということは、理解が得られていると言えますが、そうすると次は休業していた間の授業の遅れをどのようにカバーするのかが、保護者の方たちが心配になることと思いますので、子どもたちの学習の機会が保障されるようなことも含めて、早急に十分な情報を集めて適切にお考えいただきたいと思います。

もう一つは、教職員の服務宣誓式が中止になったことは大変残念ですが、他市町村からの転入された先生方の名簿があれば、あとでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

教育長

教育部長。

教育部長

二つ目の御要望の名簿につきましては、準備をしまして委員さん方にお配りしたいと思います。

教育長

学校教育監。

学校教育監

一つ目の御要望につきましては、現在学校では、3月から4月にかけての授業の未履修分を算出しております。それで年間指導計画を組み替えながら、できるだけ落ちのないように学習を満たしていく計画を立てております。

また、各学校が配付しているプリント、課題等には、新教科書を使ってできるものも考慮して、新しい学年に入って新しい内容の勉強を子どもたち独自にできるようなもので課題を課しているところでございます。

それから、先ほどほかの市町村でも夏休みを短縮すると御紹介いただいた点につきましては、現在、各学校でどれくらい指導実数が不足するか現状を把握し、何日足りないという形で集約しているところです。それを精査しまして、夏休みをどのように使っていくかということを検討中でございます。

教育長

菊池委員。

菊池委員

5月11日から学校再開ということですが、もしかしたらそれも長引くということも踏まえて考えておかなければならないと思います。もちろん、既にお考えかもしれませんが、よろしくお願いします。

教育長

学校教育監。

学校教育監

5月11日の再開に向けまして、学校では万全の準備を進めているところですが、今後あらゆる状況を踏まえるよう、教育長から各学校長へ指示しております。もし、今後臨時休業が延長になる場合は、またそこで計画を練り直して万全の状態での休業中の学習保障も詰めていく計画でおります。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

さきほど、樋渡委員さんから駅前駐車場の無料時間について御質問があった件につきまして、今一度確認したところ、特段運用に変更はないとのことで、A棟利用者は1時間無料、さらに図書館利用者は2時間まで無料の運用について、現在図書館は閉じておりますので、基本的には1時間までの無料になる、という現状でございます。

教育長

そのほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第4 議事

臨時代理事務 報告第6号 **臨時代理の報告について（多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定）**

教育長

次に、議事に入ります。

はじめに、臨時代理事務報告第6号「臨時代理の報告について（多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定）」を議題といたします。

内容につきましては、関係課長から説明をいたします。次長。

次長

それでは、議案資料7ページを御覧願います。

臨時代理事務報告第6号「臨時代理の報告について」御説明を申し上げます。

本案は、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき、多賀城市教育委員会組織規則、教育長に対する事務委任規則並びに多賀城市いじめ問題対策連絡協議会の組織運営に関する規則、これら3規則の一部改正について、臨時に代理しましたので、同規則第6条第4号の規定により報告するものでございます。

8ページを御覧いただきたいと思います。

臨時代理書として、教育長が教育委員会の議決事項について、臨時で代理した事務の内容を記載しております。

これは、令和2年度の組織改編として、教育委員会事務局の教育総務課と学校教育課を統合し、事務局部長、事務局次長並びに学校教育をより専門的に行う学校教育監の配置など、所要の改編を行いました。

その組織改編につきまして、関連する3つの規則に反映したものでございます。

改正内容を説明いたします。新旧対照表により、改正の主な内容を説明いたします。

12ページをお願いします。新旧対照表ですが、これは、表の左側欄は新しいもの、そして右側欄は旧、今までのものを表しておりますので、説明では新しい変更内容の欄を中心に行います。

12ページから13ページをお願いします。

多賀城市教育委員会組織規則の一部改正におきましては、第8条及び第9条は、教育総務課の総務企画係の名称を教育総務係に変更し、学校教育課を統合し、新たに学校教育係を設置するもので、係の所掌事務は、これまでの学校教育課の所掌事務でございます。

14ページをお願いします。第15条については、副教育長を廃止し、教育部長、次長及び学校教育監を設置するものでございます。

その下の第16条につきましては、組織の現状に合わせ、教育総務課の課長補佐職を必置とするものでございます。

14ページ下段から15ページ上段、第34条及び第35条につきましては、副教育長を教育部長に改めるものでございます。

別表第2につきましては、表の上段、多賀城市いじめ問題専門委員会について、主管課を学校教育課から教育総務課に改めるものでございます。

16ページにつきましては、教育長に対する事務委任等規則の一部改正に係る新旧対照表でございます。

同規則第7条中の副教育長を教育部長に改めるものでございます。

17ページをお願いします。多賀城市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関する規則の一部改正に係る新旧対照表でございます。

同規則第3条第3項及び第6条中の学校教育課を教育総務課に改めるものでございます。

ここで、戻りまして10ページをお願いします。中段以降の附則でございます。

附則1は、施行期日でございます。この規則の施行日は、令和2年4月1日

とするものでございます。

続いて11ページをお願いします。附則2及び附則3は、先ほど説明しました関連規則、教育長に対する事務委任等規則及び多賀城市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関する規則の改正を附則にて行うものでございます。

以上で、説明を終わります。

教育長

ただいまの説明について質疑はありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第6号を承認します。

臨時代理事務 臨時代理の報告について（多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事） 報告第7号

教育長

次に、臨時代理事務報告第7号「臨時代理の報告について（多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事）」を議題といたします。

内容につきましては、関係課長から説明をいたします。次長。

次長

議案資料の19ページをお願いします。臨時代理事務報告第7号について説明いたします。

本報告は、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき、多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事について臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。

20ページを御覧ください。臨時代理書として、教育長が教育委員会の議決事項について臨時で代理した事務の内容を記載しております。

令和2年3月31日付けで、松田祐子氏、鈴木佑治氏並びに高木努氏から、人事異動に伴う退任願が提出されたことから、同日付けで委員の職を解く事務を行いました。

3月31日付けの退任願の提出であり、教育委員会を招集する暇がないと判断いたしましたので、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき臨

時に代理したものです。

21 ページを御覧ください。本報告に係る関係資料です。令和2年3月31日現在の多賀城市いじめ問題専門委員会委員名簿で、任期は令和2年4月30日までとなっております。

後任の委員につきましては、追って臨時代理事務報告第11号で御報告いたします。

説明は以上です。

教育長

ただいまの説明について質疑はありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第7号を承認します。

臨時代理事務 報告第8号 **臨時代理の報告について（多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事）**

教育長

次に、臨時代理事務報告第8号「臨時代理の報告について（多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事）」を議題といたします。

内容につきましては、関係課長から説明をいたします。次長。

次長

それでは、23 ページをお願いいたします。臨時代理事務報告第8号について、説明いたします。

本報告は、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき、多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事について臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。

24 ページを御覧ください。臨時代理書として、教育長が教育委員会の議決事項について臨時で代理した事務の内容を記載しております。

令和2年3月31日付けで、多賀城市学校給食センター運営審議会委員の富田義信委員、當麻哲委員並びに松尾隆治委員から人事異動に伴う退任願が提出されたことから、同日付けで多賀城市学校給食センター運営審議会委員の職を解く事

務を行いました。

3月31日付けの退任願の提出であり、教育委員会を招集する暇がないと判断いたしましたので、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき臨時に代理したものです。

25ページを御覧ください。本報告に係る関係書類です。令和2年3月31日現在の、多賀城市学校給食センター運営審議会委員名簿で、任期は令和3年6月30日までとなっております。

後任の委員につきましては、追って臨時代理事務報告第12号で御報告いたします。

説明は以上です。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第8号を承認します。

臨時代理事務 臨時代理の報告について（多賀城市スポーツ推進 報告第9号 審議会委員の人事）

教育長

次に、臨時代理事務報告第9号「臨時代理の報告について（多賀城市スポーツ推進審議会委員の人事）」を議題といたします。

内容につきましては、関係課長等から説明をいたします。生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、説明させていただきます。

これは、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき、多賀城市スポーツ推進審議会委員の人事について臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。

28ページをお願いします。臨時代理書として、教育長が教育委員会の議決事項について臨時で代理した事務の内容を掲載しております。

令和2年3月31日付けで、多賀城市スポーツ推進審議会委員の松尾隆治氏が

ら退任願が提出されたことから、同日付けで同審議会委員の職を解く旨の事務を行いました。

退任願の提出が3月31日付けであり、同日をもつての退任願であったことから、緊急に処理をする必要があり、教育委員会を招集する暇がないと判断されましたので、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づきを臨時に代理したものです。

説明は以上です。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第9号を承認します。

臨時代理事務 報告第10号 **臨時代理の報告について（多賀城市立図書館運営審議会委員の人事）**

教育長

次に、臨時代理事務報告第10号「臨時代理の報告について（多賀城市立図書館運営審議会委員の人事）」を議題といたします。

内容につきましては、関係課長から説明をいたします。生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、説明させていただきます。

これは、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき、多賀城市立図書館運営審議会委員の人事について臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。

32ページを御覧ください。臨時代理書として、教育長が教育委員会の議決事項について臨時で代理した事務の内容を掲載しております。

令和2年3月31日付けで、同審議会委員の中鉢裕氏外2名の委員から退任願が提出されたことから、同日付けで同審議会委員の職を解く旨の事務を行いました。

退任願の提出が3月31日付けであり、同日をもつての退任願であったことか

ら、緊急に処理をする必要があり、教育委員会を招集する暇がないと判断されましたので、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づきを臨時に代理したものです。

なお、後任者の委嘱につきましては、資料33ページの下の方に多賀城市立図書館運営審議会条例の抜粋を記載しておりますが、同条例第3条第3項、次のページをお願いします、後段の規定により後任者の任期は前任者の残任期間となり、本年5月31日までとなりますので、任期が極めて短期間となり、審議会委員として機能することが困難であると考えられることから、これを補充しないことといたします。

なお、現在、新たな委員の事務手続きを進めておりまして、次回の教育委員会定例会において、議案として提出させていただく予定でございます。

説明は以上です。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

33ページの名簿について、3名の委嘱を解くということですが、5番の令和2年3月に御逝去されている委員の方についても、今後補充を行うということなのでしょうか。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

御指摘のとおりでございます。職を解いた3名を含め、4名の欠員が生じておりますので、新たな委員につきましては、条例に基づき10名以内で委嘱することと考えております。

教育長

ほかに質疑はありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第10号を承認します。

**臨時代理事務 臨時代理の報告について（多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事）
報告第11号**

教育長

次に、臨時代理事務報告第11号「臨時代理の報告について（多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事）」を議題といたします。

内容につきましては、関係課長等から説明をいたします。次長。

次長

35ページをお願いいたします。臨時代理事務報告第11号について、説明いたします。

本報告は、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき、多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事について臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。

36ページを御覧ください。

臨時代理書として、教育長が教育委員会の議決事項について臨時で代理した事務の内容を記載しております。令和2年4月1日付けで、赤坂明美氏、見立屋航希氏並びに三浦仁志氏から、前任者の残任期間について、多賀城市いじめ問題専門委員会委員の職を受諾していただいたことから、同日付けで委員の職を委嘱する事務を行いました。

4月1日付けの委嘱であり、教育委員会を招集する暇がないと判断いたしましたので、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき臨時に代理したものです。

37ページを御覧ください。本報告に係る関係資料です。令和2年4月1日現在の多賀城市いじめ問題専門委員会委員名簿で、任期は令和2年4月30日までとなっております。

説明は以上です。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

教育長

それでは、質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第11号を承認します。

臨時代理事務 臨時代理の報告について（多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事） 報告第12号

教育長

次に、臨時代理事務報告第12号「臨時代理の報告について（多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事）」を議題といたします。

内容につきましては、関係課長から説明をいたします。次長。

次長

議案の39ページをお願いいたします。臨時代理事務報告第12号について、説明いたします。

本報告は、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき、多賀城市学校給食センター運営審議会の人事について臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。

40ページを御覧ください。臨時代理書として、教育長が教育委員会の議決事項について臨時に代理した事務の内容を記載しております。

令和2年4月1日付けで、岩崎薫氏、猪狩いづみ氏並びに橋本伸二氏から、前任者の残任期間について、多賀城市学校給食センター運営審議会委員の職を受諾していただいたことから、同日付けで委員の職を委嘱する事務を行いました。

4月1日付けの委嘱であり、教育委員会を招集する暇がないと判断いたしましたので、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき臨時に代理したものです。

41ページを御覧ください。本報告に係る関係書類です。令和2年4月1日現在の多賀城市学校給食センター運営審議会委員名簿であり、任期は令和3年6月30日までとなっております。

説明は以上です。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

学校給食について、JAからの食材の購入はあるか。教えてください。

教育長

教育部長。

教育部長

給食につきましては、地場産品ということで、野菜等の地元で生産された食材を購入しておりますが、JAを通じて地元の生産者から購入しているところでございます。

教育長

ほかに質疑はありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第12号を承認します。

**臨時代理事務 臨時代理の報告について（多賀城市スポーツ推進
報告第13号 審議会委員の人事）**

教育長

次に、臨時代理事務報告第13号「臨時代理の報告について（多賀城市スポーツ推進審議会委員の人事）」を議題といたします。

内容につきましては、関係課長から説明をいたします。生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、説明させていただきます。

これは、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき、多賀城スポーツ推進審議会委員の人事について臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。

44ページを御覧ください。

臨時代理書として、教育長が教育委員会の議決事項について臨時で代理した事務の内容を掲載しております。

これは、臨時代理事務報告第9号で御報告いたしました松尾隆治氏の後任の委員の委嘱についてですが、前任の松尾氏が、条例上の区分である「関係行政機関

の職員」として、学校教育に携わる者の委嘱であった経緯を踏まえ、多賀城中学校長の橋元伸二氏を同審議会委員に委嘱したものです。

45ページを御覧ください。現在の委員の任期は、令和元年6月1日から令和3年5月31日までとなっております。

後任者の任期につきましては、資料の下の方に多賀城市スポーツ推進審議会条例の抜粋を記載しておりますが、同条例第3条第3項ただし書の規定により、前任者の残任期間となりますので、令和2年4月1日から令和3年5月31日までとなります。

説明は以上です。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第13号を承認します。

議案第6号 多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事について

教育長

次に、議案第6号「多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事について」を議題といたします。

内容につきましては、関係課長から説明をいたします。次長。

次長

それでは、議案の47ページをお願いいたします。議案第6号「多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事」について、説明いたします。

本案は、令和2年4月30日付けをもって任期満了となっております多賀城市いじめ問題専門委員会委員について、47ページの表に記載の方々に対して委嘱を行うこととするものです。

49ページを御覧ください。ページ下の方に多賀城市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の抜粋を掲載しております。同条例第6条の規定により、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、多賀城市いじめ問題専門委員会を設置しているところです。

条例第7条の規定により、多賀城市いじめ問題専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策、重大事態に係る事実関係その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議をすることとされております。

次の50ページお願いします条例第8条の規定により委員10名以内をもって組織すること、同条第2項の規定により委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関し専門的知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱すること、条例第9条の規定により任期は2年とすることとされております。

前の49ページにお戻り願います。上の表を御覧ください。委嘱予定者の氏名、役職名、条例による位置付けを掲載しております。

この度は9名を委嘱することとしますが、1番牛来生人氏、2番佐々木正範氏、3番飯田典美氏、4番齋藤昭雄氏、5番赤坂明美氏、6番石井アケミ氏、7番平泉拓氏、8番見立屋航希氏、9番三浦仁志の全員が再任ということになります。

また、今回の委嘱に係る委員の任期は、表の右肩に記載しておりますとおり、令和2年5月1日から令和4年4月30日までとなります。

説明は以上になります。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第6号について、御異議ありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、異議がないものと認め、議案第6号について原案のとおり決定いたします。

議案第7号 多賀城市社会教育委員の人事について

教育長

次に、議案第7号「多賀城市社会教育委員の人事について」を議題といたし

ます。

内容につきましては、関係課長から説明をいたします。生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、議案第7号「多賀城市社会教育委員の人事」について説明させていただきます。

これは、同委員に1名の欠員が生じていたことから、新たに委嘱を行うこととするものです。

後任者には、条例の規定に基づき、学校教育及び社会教育に精通する者として、元第二中学校長であり、前社会教育指導員であった木島美智子氏を委員として委嘱することとするものです。

なお、発令年月日は、本定例会後速やかに委嘱することとし、令和2年5月1日としております。

52ページを御覧ください。現在の社会教育委員の任期は、令和元年6月1日から令和3年5月31日までとなっております。

後任者の任期につきましては、資料の下の方に条例の抜粋を記載しておりますが、同条例第3条第3項ただし書の規定により、前任者の残任期間となりますので、令和2年5月1日から令和3年5月31日までとなります。

説明は以上です。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第7号について、御異議ありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、異議がないものと認め、議案第7号について原案のとおり決定いたします。

報告第 1 号 周知の埋蔵文化財包蔵地（山王遺跡）の範囲変更 （拡大）について

教育長

次に、報告第 1 号「周知の埋蔵文化財包蔵地（山王遺跡）の範囲変更（拡大）について」を議題といたします。

内容につきましては、関係課長から説明をいたします。文化財課長。

文化財課長

それでは、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲変更について、御説明いたします。
56 ページをお願いいたします。

今回、山王遺跡の範囲拡大の原因となりました山王遺跡第 216 次調査について、1 から 7 までに調査概要を記載しております。

場所は、隣の 57 ページの上段の位置図を見ていただきたいと思います。山王地区の JR 東北本線沿いであります。

埋蔵文化財包蔵地といたしましては、新田遺跡に接する、山王遺跡とその南側隣接地にまたがる範囲で、約 3,000 m²の宅地造成の計画が提出されたことから、昨年 10 月に埋蔵文化財包蔵地の範囲確認のため発掘調査を実施したものです。

この調査の成果につきましては、56 ページの 8 調査成果に記載していますが、主なものとして南北方向に延びる古代の溝跡が発見されております。

これは、57 ページの下段に写真を載せておまして、上の写真で見ますと、色が濃くなっている真ん中の部分が、幅員約 2 メートルの溝跡になります。

また、本日追加で資料をお渡しいたしました。今回の発掘調査では、土師器と呼ばれる、奈良時代から平安時代にかけて使用された素焼きの土器の破片も見られております。

これら遺構や遺物などの埋蔵文化財が、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲を超えて確認されましたので、これまでの山王遺跡の範囲を拡大するものでございます。

今回、周知の埋蔵文化財包蔵地を変更する範囲につきましては、9 山王遺跡所在地の拡大後に記載しておりますが、山王字三千刈及び山王字西町浦の一部でありまして、57 ページ下段の位置図の赤色で囲んだ部分であります。

最後に、今回の範囲変更による山王遺跡の面積ですが、10 周知の埋蔵文化財包蔵地の面積に記載してありますとおり、拡大面積が約 2,700 m²で、最終的に約 131 万 3,000 m²となります。

参考に、多賀城市内における特別史跡を含めた周知の埋蔵文化財包蔵地の面積

は、約564万4,235㎡となり、市域面積に対する割合は、約28.7パーセントとなります。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

57ページの図で、今回の赤い拡大範囲の東側部分も併せて拡大することはできなかつたのでしょうか。

教育長

文化財課長。

文化財課長

今回の拡大範囲については、57ページの図の緑の部分のトレンチという溝を調査しまして、その範囲内で溝跡が出てきました。東側については、既に開発がされており、住宅が建つ前の時点で調査をいたしました。遺跡や遺物は発見されなかつた場所でございます。今回は、遺物、遺構が発見されたことで、この赤色で示した範囲が山王遺跡の包蔵地として拡大されまして、遺跡の変更手続が終わりまして93条の届出をしていただいた後に、開発計画に基づきまして、道路になる部分の発掘調査を行う、という手続きになります。

教育長

それでは、ほかに質疑はありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、質疑がないものと認め、報告第1号を承認します。

日程第5 その他

教育長

次に、日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等があ

りましたらお願いいたします。根來委員。

根來委員

議題ではなく要望としてですが、コロナウイルスの対応で、児童生徒についての対応は十分にさせていただいていると思っておりますが、時々忘れがちになってしまうのが教職員の安全管理で、忘れずに行っているとは思いますが、児童生徒とともに教職員の安全管理も行っていきたいということと、学校で必要としている衛生用品の充実や潤沢な支援というのも、市を挙げて取り組んでいきたいと思っております。

教育長

そのほか、ございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

以上で、本日の議案等の審議をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和2年第4回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後2時5分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課主査 山形 剛大

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和2年5月26日

多賀城市教育委員会

教育長

印

委 員

印

委 員

印